― 特集 ―　やってみようかな。その気持ちが地域の力に
― 市民後見人 ―

もし、「誰かの役に立ちたい」と感じているなら、本年度から始まる「市民後見人」という新しい地域貢献の形に挑戦してみませんか？特別な資格は必要なく、日常で培った気付きや思いやりが力になります。

■問い合わせ…北上市権利擁護支援センター（長寿介護課内）☎0197-72-8324

支援を必要とする人が増えています

高齢化の進行に伴い、認知症などによる判断力の低下に直面する高齢者が増加しています。また、障がいのある人への支援ニーズも年々高まっており、自分で契約やお金の管理が難しいなどといった不安を抱え、サポートを必要としている人が増えています。加えて、家族の在り方も変化し、核家族化が進み、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加するなど、家族からの支援が受けにくい環境にもなっています。

こうした現状に向き合い、本年度、市では「市民後見人」の養成講座をスタートさせ、地域で支え合う仕組み作りを始めます。

この仕組みは、福祉や法律の資格がなくても、市民一人一人が支え手として活動できるものです。研修やサポート体制も整えており、未経験からでも安心して始められます。

今回は、権利や財産を守る成年後見制度の概要や市民後見人の活動内容、実際に関わる人たちの声などを紹介します。

「誰かの力になりたい」「地域で何かできることはないか」そう感じているあなたの思いやりの気持ちを次の一歩につなげてみませんか。

知っていますか？成年後見制度・市民後見人

成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や障がいなどで判断能力が不十分な人が、安心して暮らせるように支援する制度です。

家庭裁判所に選任された成年後見人等（後見人、保佐人、補助人）が、本人の意思を尊重しながら、福祉サービスの契約や財産管理などを代行し、権利や財産を守ります。

同制度には、将来に備えて契約しておく「任意後見制度」と、既に判断能力が不十分な人が対象の「法定後見制度」があります。法定後見制度は、判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の三つに分かれており、それぞれ支援の内容や範囲が異なります。

市民後見人とは

市民後見人は法定後見制度の中で、専門職（弁護士や司法書士、社会福祉士など）や親族以外の人が担い手となり、地域の一員として、本人に寄り添いながら、日常生活のサポートを行います。

福祉や法律の専門資格は必要なく、初めての人でも安心して取り組めるように、研修や相談体制を準備しています。

■成年後見制度のイメージ図

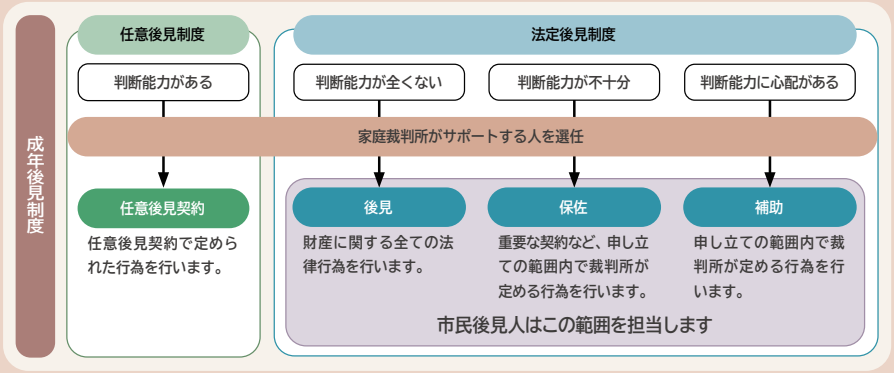

市民後見人の活動内容

訪問

・日常生活の見守りなど

金銭管理

・通帳管理
・生活費の支出・管理など

介護・福祉サービスの利用援助

・通院や施設入所手続き
・契約の補助など

「やってみたい」その気持ちから始まります

社会福祉士として後見人活動を行う髙橋寛美さんへのインタビュー

社会福祉士として５人を受任していますが、同じケースはなく、毎回新たな学びがあります。

私は、本人の意思を尊重し、やりたいことやできることは一緒に取り組み、ご家族やご親族となるべく連絡を取るようにしています。本人やその家族の人が「よかった」「安心して暮らせる」と思ってくれたときにやりがいを感じます。専門職にはない住民目線で寄り添えるのが市民後見人の良さだと思います。

受任後は「岩手県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ岩手」も全面的にサポートしますので、やってみたい人はぜひ研修を受講してほしいです。

権利擁護支援センターの佐藤聡子センター長へのインタビュー

同センターや地域包括支援センター、相談支援事業所に寄せられる権利擁護に関する相談は年々増加しており、市民後見人の必要性が高まっています。

高齢や障がいなどにより、自分で判断することが難しくなった人の一番近くで、その人らしい暮らしを支える市民後見人は「親身に寄り添ってほしい」という声に応える地域の支援者として注目されています。

市民後見人の活躍により、地域の中で安心して暮らせる仕組みが根付き、地域の活性化につながることなどが期待されています。

「自分にできることがあるかもしれない」という気持ちや、これまで培った経験が誰かの大きな安心につながります。私たちと一緒に活動してみませんか？

活動支援の内容

市民後見人名簿登録者への支援

・フォローアップ研修を開催し、養成講座後も市民後見人として活動する上で必要な知識などを学ぶ機会を作ります。

・市民後見人や登録者同士の情報交換や交流ができる機会を作ります。

・ご近所おたすけサポーターや認知症サポーターなどの他分野の研修情報を提供します。

市民後見人への支援

・相談窓口として、北上市権利擁護支援センターで随時相談に応じます。

・専門的な助言が必要な場合は、専門職への相談の機会を確保します。

・必要に応じて、これまで被後見人と関わってきた親族や支援者との顔合わせや情報共有ができるケア会議を開催します。

市民後見人として活動するまでの流れ

オリエンテーション ◀ 養成講座（基礎編） ◀ 養成講座（応用編） ◀ 修了 ◀ 市民後見人名簿登録 ◀ フォローアップ研修の参加など ◀ 受任者調整 ◀ 家庭裁判所における選任 ◀ 法定後見開始

一歩踏み出してみませんか？

■講演会や養成講座の問い合わせ…北上市権利擁護支援センター（長寿介護課内）☎0197-72-8324

成年後見制度講演会

■**とき**…８月24日㈰13時30分～15時45分

■**ところ**…日本現代詩歌文学館講堂

■**テーマ**…人の人生を支える市民後見人～市民後見人を育てよう～

■**内容**…行政説明「北上市権利擁護支援センターの取り組みについて」、成年後見センターもりおかの石橋乙秀氏による講演「人の人生を支える市民後見人」、市民後見人による講演「活動報告～市民後見人として活動して思うこと～」

■**定員**…会場100人、オンライン50人（各先着順）

■**申し込み**…８月15日㈮までに右記申し込みフォームまたは、電話で北上市権利擁護支援センター（長寿介護課内）へ

オリエンテーション・市民後見人養成講座

オリエンテーション

■**とき**…９月４日㈭、17日㈭15時～16時

■**ところ**…北上市総合福祉センター研修室

■**対象**…①市内在住で令和７年４月１日時点で25歳以上70歳未満の市民後見人に興味がある人②法人後見の支援員や法人後見の実施を検討している事業所の職員など

※法人後見の実施に当たり、業務の参考とするための参加は可能です。ただし、市民後見人名簿の登録は対象外となります。

■**定員**…各50人（先着順）

■**申し込み**…８月29日㈮までに氏名、連絡先などを右記申し込みフォームまたは、電話で北上市権利擁護支援センター（長寿介護課内）へ

市民後見人養成講座

オリエンテーション（９月４日、17日のどちらか）に参加し、エントリーシートなどを提出しており、原則、養成講座全日程の全科目を受講できる人が対象です。

■**とき**…【基礎編（６日間）】11月５日㈫、11日㈫、18日㈫、12月２日㈫、９日㈫、16日㈫【応用編（４日間）】令和８年１月14日㈬、20日㈫、27日㈫、２月３日㈫

■**ところ**…日本現代詩歌文学館会議室ほか

■**内容**…成年後見制度や市民後見概論、実習、演習など

■**対象**…オリエンテーションと同じ

■**定員**…25人程度（応募多数の場合は抽選）

※講義内容などは変更になる場合があります。

詳細は下記の市のホームページから

講演会　養成講座